令和５年９月１９日

保護者様

練馬区立田柄中学校
校長　　小室 賢一

令和５年度　練馬区児童・生徒表彰候補者の推薦について

保護者様には、ご清栄のこととお喜び申しあげます。日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、練馬区教育委員会では、文化・芸術およびスポーツ活動等の分野で顕著な功績を収めた児童・生徒を表彰しております。本校においても該当する生徒を練馬区教育委員会に推薦しております。

つきましては、下記を参照のうえ、お子様が表彰の基準に該当していましたら、必要書類をお渡ししますので、担任までご連絡ください。その後、記入した書類と、大会の実績等が確認できる書類と合わせて１０月２日（月）までにご提出ください。

なお、提出していただいても練馬区教育委員会での審査の結果、表彰基準に該当しない場合は表彰されませんので、ご了承ください。

ご質問等がありましたら、本校副校長までお問い合わせください。

記

１　表彰の対象
練馬区立小・中学校に在籍する児童・生徒

２　表彰の基準
「練馬区教育委員会児童・生徒表彰実施要綱」
「練馬区教育委員会児童・生徒表彰候補者の対象および推薦基準」
※裏面に表彰推薦基準の抜粋を掲載してありますのでご参照ください。

３　表彰の対象期間（令和５年度）
令和４年１２月１日から令和５年１１月３０日まで
※上記の期間より前に開催された大会については表彰対象ではありません。
同様に、令和５年度の表彰対象期間に開催された大会については、令和６年度の表彰対象にはなりませんので、推薦漏れがないようにご注意ください。
※学校への提出締め切り後に開催された大会について、該当があった場合は結果が判明次第速やかにご連絡ください。

４　被表彰者の決定
児童・生徒表彰審査会の審査を経て教育長が決定し、決定後、学校長あてに通知があります。その後、保護者に連絡いたします。

５　その他
大会等の成績・成果を確認できる賞状等が、提出締切日までにお子様の手元に届かない場合等は、その旨を連絡票に記載してください。

【問い合わせ】　　練馬区立田柄中学校　　副校長　神藤陽平　　０３－３９９０－４４０３

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会児童・生徒表彰候補者の対象および推薦基準（抜粋）

1　対象となる活動

表彰の対象は、児童・生徒の善行や優れた活動等とする。

⑴　児童・生徒の教育課程に位置づけられた時間の活動で参加を義務づけられているものは、対象としない。

⑵　練馬区または練馬区教育委員会が主催・共催する大会は、練馬区として既に表彰されているので対象としない。

⑶　学校単位での表彰は対象としない。

⑷　表彰の対象とする期間は、原則として当該年度の前年の 12 月 1 日から当該年度の 11 月 30 日までとする。

2　表彰の種別

表彰の種別は、個人・団体の２種とする。団体は原則として、当該学校の児童・生徒で構成するものを対象とする。

3　表彰の基準

⑴　「善行ならびに人命救助やこれに類する行為を行ったとき。」

自らの安全を確保した上で、人命を救助または救助することにつながる行為または大きな事故や事故を防ぐことにつながると考えられる行為を行ったとき。

⑵　「福祉活動、環境美化活動または地域活動を長期にわたり継続的に実践したとき。」

障害者や高齢者に対する福祉的な活動や清掃活動、伝統芸能の継承等の地域活動で、原則として１年以上かつ毎月１回以上活動したとき。ただし、自主的、自発的なものに限る。

⑶　「クラブ活動・部活動等の対外活動・コンクール等の大会において著しい成果をあげたとき。」

「大会」とは、予選大会等を経て出場するものを対象とする。ただし、大会の性質上予選大会がないものについては、以下に該当するときは、対象とする。

ア　公的機関またはこれに準ずるものが主催または後援する競技会やコンクール

イ　上記アにかかわらず、参加人数または参加団体が 20 以上のもの

(ｱ)	東京都大会	３位以内
(ｲ)	関東大会または東日本大会	４位以内（準決勝進出）
(ｳ)	全国大会	８位以内（準々決勝進出）
(ｴ)	世界大会	日本代表としての出場

【金賞・銀賞等の賞の場合の順位については以下のとおりとする。】

・最高位の賞が「金賞」等で、複数の者に与えられる場合

⇒　同賞受賞者の人数にかかわらず、１位とみなす。

例）金賞受賞者人数２名　＝　大会１位と同等

金賞受賞者人数５名　＝　大会１位と同等

・２番目以降の賞（「銀賞」「銅賞」「優秀賞」等）については、同賞受賞者の人数にかかわらず、賞の序列をもって順位とみなす。

例）金賞受賞者１名・銀賞受賞者３名・銅賞受賞者５名の場合

＝　銀賞受賞者は２位と同等、銅賞受賞者は３位と同等

⑷　「その他表彰に値する行為を行ったとき。」

⑴から⑶までに該当しないものの、継続的な活動によって他の児童・生徒の模範となり、表彰に値すると認められるもの。